

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
【本編】 V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V－3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－3－3 子会社等の業務範囲 銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注1）～（注5） （略） （注6）銀行の子会社等が、リスク商品を取り扱う場合、関係法令の規定も踏まえた上で、適切な販売・説明態勢の整備等を含め、健全な業務運営を確保する必要がある。特に、暗号資産仲介行為を行う場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係の事務ガイドラインで求められている義務を遵守する上で、銀行グループが取り扱う商品であることをもって、顧客が暗号資産のリスクを過小に評価し、自らのリ	【本編】 V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V－3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－3－3 子会社等の業務範囲 銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注1）～（注5） （略） （新設）

改 正 案	現 行
<u>スク許容度を超えて取引を行うことがないよう、適切に説明を行う必要があることに留意する。</u>	